

●香川県告示第119号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、平成30年4月13日から施行する。

平成30年4月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1 略</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出する費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>561万円</u>以内とする。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,140円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>第1 政令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し、又は供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型仮設住宅</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出する費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>5,516,000円</u>以内とする。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,130円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>

- (1)・(2) 略
 (3) 略

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	略
冬季 (10月1日から3月31日まで)	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	5人を超える人数1人につき、 <u>11,200円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	6,000円	8,100円	<u>12,200円</u>	<u>14,800円</u>	<u>18,700円</u>	略
冬季 (10月1日から3月31日まで)	9,800円	<u>12,800円</u>	<u>18,100円</u>	<u>21,500円</u>	<u>27,100円</u>	略

- (1)・(2) 略

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
 なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	52,900円	略
冬季 (10月1日から3月31日まで)	30,400円	39,500円	54,900円	64,200円	80,800円	5人を超える人数1人につき、 <u>11,100円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	6,000円	8,100円	<u>12,100円</u>	<u>14,700円</u>	<u>18,600円</u>	略
冬季 (10月1日から3月31日まで)	9,800円	<u>12,700円</u>	<u>18,000円</u>	<u>21,400円</u>	<u>27,000円</u>	略

月31日まで)									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (4) 略
- 4・5 略
- 6 略
- (1) 略
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり584,000円以内とする。
- (3) 略
- 7・8 略
- 9 略
- (1)・(2) 略
- (3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については211,300円以内、12歳未満の者については168,900円以内とする。
- (4) 略
- 10・11 略
- 12 略
- (1) 略
- (2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が135,400円以内とする。
- (3) 略
- 13 略
- 第2 略
- 1 略
- (1) 略
- ア 略
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,600円以内
- ウ～オ 略
- カ 大工 1人1日当たり 21,200円以内

月31日まで)									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (4) 略
- 4・5 略
- 6 被災した住宅の応急修理
- (1) 略
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり574,000円以内とする。
- (3) 略
- 7・8 略
- 9 埋葬
- (1)・(2) 略
- (3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については210,200円以内、12歳未満の者については168,100円以内とする。
- (4) 略
- 10・11 略
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
- (1) 略
- (2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が135,100円以内とする。
- (3) 略
- 13 略
- 第2 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度
- 1 政令第4条第1号から第4号までに掲げる者
- (1) 日当
- ア 略
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,500円以内
- ウ～オ 略
- カ 大工 1人1日当たり 20,800円以内

キ 左官 1人1日当たり 22,000円以内
ク とび職 1人1日当たり 21,800円以内
(2)・(3) 略
2 略

キ 左官 1人1日当たり 21,600円以内
ク とび職 1人1日当たり 21,400円以内
(2)・(3) 略
2 略